

横浜市立大学国際総合科学部履修規程

制 定 平成 24 年 4 月 1 日 規程第 192 号

最近改正 令和 5 年 4 月 1 日 規程第 10 号

(目的)

第 1 条 この規程は、横浜市立大学学則（以下「学則」という。）及び横浜市立大学国際総合科学部通則（以下「通則」という。）に基づき、国際総合科学部（以下「本学部」という。）における授業科目の履修などについて必要な事項を定めることを目的とする。

(専門教養科目の履修方法)

第 2 条 通則第 3 条及び第 11 条に規定する、本学部の授業科目及び卒業要件は、別表のとおりとする。

(履修申請)

第 3 条 本学部の学生は、学期の始めの定められた期間内に、その学期中に履修しようとする授業科目を所定の手続きにより申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前期においては、後期の科目も含め申請することができる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、4 年次生は、学年の始めの定められた期間内に、その学年中に履修しようとする授業科目を申請しなければならない。

4 やむを得ない理由により、所定の期間内に履修申請を行うことができない場合は、その理由を付して学部長に届け出なければならない。

(履修申請の変更)

第 4 条 定められた期間を過ぎてからの履修申請内容の変更は、原則として認めないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める場合は、所定の期間内に履修内容の変更を申請することができる。

(1) 卒業又は進級にかかわる科目で当該学期に単位を取得しないと卒業又は進級が不可能となる場合

(2) 教員免許状取得に必要な科目で次学期以降の履修が不可能な場合

(3) 履修の取り消しのみの変更の場合

3 前項第 3 号において、取り消すことができる授業科目は 2 科目 6 単位以内とする。ただし、「Practical English」及び「教養ゼミ」は取り消すことができない。

4 第 2 項の規定にかかわらず、学部長がやむを得ない理由があると認めた場合は、所定の期間を経過後も履修の取り消しの申請をすることができる。その場合においては、前項の規定は適用しない。

5 履修内容の変更の可否については、教務委員会の議を経て、学部長が決定する。

(履修の制限)

第 5 条 次の各号に定める授業科目については、履修することができない。

(1) 履修登録していない授業科目（履修登録手続きに不備又は誤りがあった場合も

同様とする。)

- (2) 同一授業時間に関講されている授業科目のうち一方
- (3) 既に単位を修得した授業科目
- (4) クラス指定のある科目の指定以外のクラスでの履修
- (5) 履修要件を満たしていない授業科目

2 専門教養ゼミ及び卒論演習の履修は、各学期 1 科目を原則とする。ただし、休学を伴わない留学やコース変更など、学部長が特別の事情があると認めた場合は、同一の学期に 2 科目を履修することができる。

3 国際教養学系、国際都市学系及び経営科学系の学系内においては、コースにおいて学生の学習上必要と認められた場合は、学生の所属するゼミの専門教養ゼミに加え、コース内の他のゼミ及び他コースの専門教養ゼミについて、8 単位を限度に、第 2 条に規定する別表に掲げたコース展開科目として位置づけ、履修を認めることができる。

(試験)

第 6 条 本学部における試験は次のとおりとする。

- (1) 各学期末に行う試験
- (2) 前号以外に授業担当者が不定期に行う試験（実技・実習を含む）
- (3) 論文（レポート）その他による考査

2 履修登録を行っていない授業科目は、試験を受けることができない。

(追試験)

第 7 条 通則第 9 条第 3 号に規定する追試験の受験を申請できる病気その他やむを得ない理由とは、次のとおりとする。

- (1) 天災又は自宅の火災
- (2) 2 親等以内の親族の危篤又は死亡
- (3) 交通機関の 30 分以上の遅延又はストライキ
- (4) 本人の病気又はケガ
- (5) 裁判員制度による裁判員（候補者を含む）に選出されたことによる裁判所出頭
- (6) 教員免許状の取得にかかる教育実習及び介護等体験などへの参加
- (7) 横浜市内大学間単位互換先の試験との日程重複

2 追試験の受験を希望する学生は、当該試験終了後 1 週間以内に追試験の受験を申請しなければならない。ただし、当該試験終了 1 週間後にあたる日が教育推進課の窓口休業日の場合は、最後の窓口開設日までとする。

3 追試験の対象は、前条第 1 項第 1 号に規定する「各学期末に行う試験」とする。

4 追試験の受験の可否については、学部長が決定する。

(試験における不正行為)

第 8 条 学生が試験において不正行為を行った場合は、学則第 34 条に規定する懲戒処分の対象とするとともに、次に定めるいずれかの教務上の措置をとり、学籍簿にも記載する。

- (1) 当該学年で履修した全ての科目を零点とする。
- (2) 当該学期に履修した全ての科目を零点とする。

(3) 演習科目、実験科目、実習科目を除く当該学期に履修した全ての科目を零点とする。

(4) 当該学期に履修した科目のうち全ての期末試験科目を零点とする。

(5) 当該科目を零点とする。

2 筆記試験において、次の各号のような状況があるときは不正行為があったものとみなす。

(1) 許可された以外の物を参照したとき。

(2) 本人に代わって他人が受験したとき。

(3) 答案用紙を試験場外に持ち出したとき。

(4) 許可された以外のものを机上または机の中等の手の届く範囲に置いたとき。

(5) その他、監督者による不正行為に関する具体的な注意に反したとき。

3 オンライン試験において、筆記試験における不正行為に加え、次の各号のような状況があるときは不正行為があったものとみなす。

(1) グループ単位で実施される試験を除き、他人の力を借り、または、他人に力を貸したとき。

(2) 論述問題・論証問題などで文献やネット上の文章や解法を書き写した場合に、出典の明記がなかったとき。

(3) アカウントを他人に使わせたときや他人のアカウントを使用したとき。

(4) 不正防止対策として学生のカメラをオンにすることを求められた場合に、従わなかったとき。

4 論文及びレポートにおいて、次の各号のような状況があるときは不正行為があったものとみなす。

(1) 他の者が作成した論文及びレポートを提出したとき。

(2) 出典を明記しないで引用したとき。

(3) 引用箇所と自分の文章を区別せず引用したとき。

(学系及びコース選択の際の前提科目)

第9条 通則第7条第2項に規定する、学系及びコースを選択するにあたり単位を修得しておくべき授業科目及び単位数は以下の各号のとおりとする。

(1) 国際教養学系、国際都市学系及び経営科学系の各コースについては、第2条に規定する別表に掲げた各コースの卒業要件となる共通教養科目のうち、3科目6単位以上

(2) 理学系の各コースについては、第2条に規定する別表に掲げた各コースの卒業要件となる共通教養科目のうち、2分野以上から6単位以上

(コース変更)

第10条 学生は、2年次に所定のコースに進級した後も、他コースに変更することができる。

2 コース変更の際の前提科目は、前条に準じる。

3 学系内のコースにコース変更した学生については、通則第11条第2項第3号の規定にかかわらず、変更前のコースにおいて取得した専門教養ゼミの単位数を、変更後のコースの単位数として卒業単位数に算入することができる。

- 4 前項の規定にかかわらず、理学系の学生が、理学系内のコースにコース変更した場合は、あらためて変更後のコースにおいて専門教養ゼミを履修し、単位を取得しなければならない。その場合、変更前のコースにおいて取得した専門教養ゼミの単位数は、学系及びコースが認めたときは、第2条に規定する別表に掲げたコース展開科目として卒業要件に算入することができる。
- 5 学系を越えてコース変更した学生については、原則として、変更後のコースにおいて専門教養ゼミを新たに履修し、単位を取得しなければならない。その場合、変更前のコースにおいて取得した専門教養ゼミの単位は、自由科目の扱いとし、卒業単位数に算入しない。
- 6 コース変更の手続きなどについては、別に定める。

(公欠)

第11条 学生が次の各号に掲げる事由で授業を欠席する場合は、届出書及び証明書を提出することにより、公欠として取り扱い、授業に出席したものとみなす。

- (1) 天災又は自宅の火災
- (2) 2親等以内の親族及び配偶者の危篤又は死亡
- (3) 交通機関の30分以上の遅延又はストライキ
- (4) 学校保健安全法施行規則第18条に規定する伝染病を発症した場合（ただし、症状により医師が伝染の恐れがないと認めたときは除く）
- (5) 裁判員制度による裁判員（候補者を含む）に選出されたことにより、裁判所に出頭した場合
- (6) 教員免許状の取得にかかる教育実習及び介護等体験などに参加した場合
- (7) その他、学部長が認めた場合

- 2 前項第2号に定める事由により公欠として取り扱うことができる日数は、1親等の親族及び配偶者の死亡の場合は7日間以内、2親等の親族の死亡の場合は5日間以内とし、いずれも土曜日、日曜日及び祝日を含めた連続する日数で取り扱うものとする。なお、危篤の場合も同様の取り扱いとし、提出された届出書及び証明書に基づき、5日間又は7日間を超えない範囲で公欠として取り扱う日数を算定するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 第2条、第5条第3項、第9条及び第10条（第1項及び第6項を除く。）の規定は、平成24年4月1日以降に入学する学生について適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月1日改正）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年10月1日から施行し、平成25年4月1日に遡って適用する。

(経過措置)

- 2 第2条に定める別表のうち、まちづくりコース、地域政策コース及びグローバル協力コースについては、平成24年4月1日以降に入学する学生について適用する。

附 則（平成26年4月1日改正）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第2条に定める別表のうち、経済学コースについては、平成24年4月1日以降に入学する学生について、平成25年4月1日に遡って適用する。

附 則（平成28年規程第73号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規程第6号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規程第5号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第5号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年規程第10号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。